

知立市 新型インフルエンザ等 対策行動計画

平成26年

目 次

第1	はじめに	1
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	取組の経緯.....	1
3	行動計画の作成	2
第2	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	6
5	対策推進のための役割分担	8
6	行動計画の主要6項目	10
7	発生段階	19
第3	各発生段階における対策.....	21
1	未発生期	21
2	海外発生期.....	24
3	県内未発生期（国内発生早期以降）.....	26
4	県内発生早期（国内発生早期・国内感染期）.....	29
5	県内感染期.....	35
6	小康期	42
第4	資料.....	44

第1 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザの大流行は、毎年流行を繰り返してきたウイルスと抗原性が大きく異なる新型のインフルエンザウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となる様にするを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

（1）国

平成 21 年（2009 年）4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、日本でも発生後 1 年余で約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物質のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し蔓延する場合に備えるため、平成 23 年 9 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともにこの新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成 24 年 5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

（2）愛知県

愛知県においては、特措法の制定以前の平成 17 年に知事を本部長とする「愛知県新型インフルエンザ対策本部」を設置するとともに、県における新型インフルエンザ対策の方針を示す、「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、数次にわたり、県行動計画を改定し、平成 21 年 2 月に、国の行動計画が大幅に改定されたことから、国との対策の連携強化を図るため、平成 21 年 5 月に暫定的な改定を行った。

その後、病原性の高い新型インフルエンザが発生し蔓延する場合に備えるため、平成 24 年 2 月に県行動計画を

改定した。

(3) 知立市

知立市においては、平成 22 年 3 月に知立市として行動すべき「知立市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

3 行動計画の作成

平成 22 年 3 月に策定した「知立市新型インフルエンザ対策行動計画」を廃止し、特措法第 8 条に基づき、「知立市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を作成した。市行動計画は、国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成 25 年 6 月策定。以下「政府行動計画」という。)及び愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成 25 年 11 月策定。以下「県行動計画」という。)と整合性を保ちつつ、新型インフルエンザ等対策にかかる総合的な推進に関する事項、本市が実施すべき措置に関する事項、推進するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項について定める。

なお、市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

(ア)感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)

(イ)感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの(以下「新感染症」という。)

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の化学的な知見を取り入れ見直す必要があり、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、蔓延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、社会機能にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供の能力を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市民生活の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、国や県との連携はもとより、医療機関や事業者と十分に連携・協力を図りながら、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

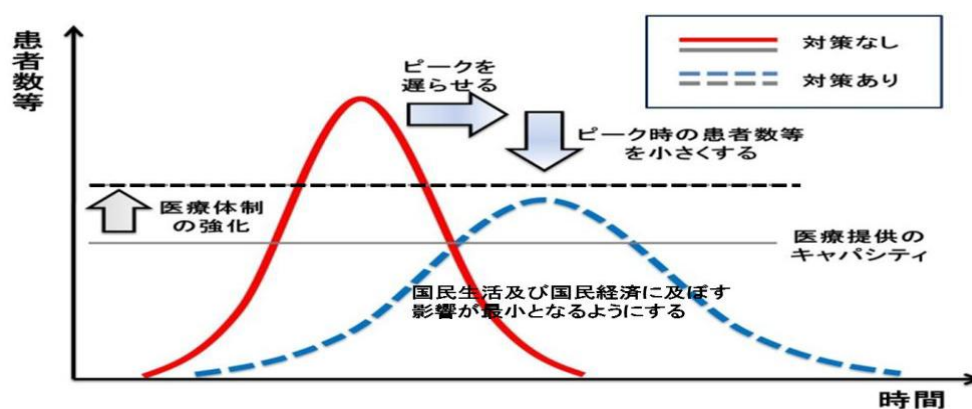
ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策に選択肢を示すものである。

愛知県(以下「県」という。)は、国際空港、新幹線、各種高速道路など交通網が発達していることから、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、日本への侵入が愛知県から起こることも十分にあり得ると考えられる。また、他の都道府県から侵入した場合であっても、短時間で県内に侵入することが十分に予想される。このため、発生・流行時に想定される状況を常に念頭に置き、市行動計画をあらかじめ策定しておかなければならない。

また、関係機関等と事前に調整を行うとともに、関係者に市行動計画を広く周知し、具体的な行動が速やかに行えるよう準備をしておく必要がある。

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

県と十分な情報共有と連携を図り、発生時の対応等が円滑に行えるよう準備しておく必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定され、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。このため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

さらに、医療機関、事業者等においても、行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、業務継続計画やマニュアル等を定めるなどして、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが必要である。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものである、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に市民、事業者等が冷静に対応することが重要であることから、市民、事業所等に対して、新型インフルエンザ等に関する正しい知識、事前準備、発生時の対応等について周知していくことが重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校・興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の受渡しの要請等の実施に当たって、市民等の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザウイルスや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であること等により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

知立市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)は、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)及び愛知県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

知立市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する上で、特に必要と判断する場合は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに、所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

(1) 患者等の発生想定

国の想定した罹患率や致死率等を当市の人口に按分することで数値を算出した。

ただし、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

特に鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

表1 人的被害の想定

種別	対象	想定人数	
総人口	国	128,057,352 人 (H22/10/1 国勢調査)	
	愛知県	7,410,719 人 (H22/10/1)	
	知立市	70,365 人 (H26/4/1)	
医療機関を受診する 罹患患者数(※1)	国	約 13,000,000～25,000,000 人	
	愛知県	約 750,000～1,450,000 人	
	知立市	約 7,050～13,600 人	
入院患者数及び死亡者数の 上限(※2)	国	病原性中等度入院患者数	約 530,000 人
		死亡者数	約 170,000 人
		病原性重度入院患者数	約 2,000,000 人
		死亡者数	約 640,000 人
	愛知県	病原性中等度入院患者数	約 31,000 人
		死亡者数	約 10,000 人
		病原性重度入院患者数	約 116,000 人
		死亡者数	約 37,000 人
	知立市	病原性中等度入院患者数	約 300 人
		死亡者数	約 95 人
		病原性重度入院患者数	約 1,100 人
		死亡者数	約 350 人
1日当たりの最大 入院患者数(※3)	国	病原性中等度最大入院患者数	約 101,000 人
		病原性重度最大入院患者数	約 399,000 人
	愛知県	病原性中等度最大入院患者数	約 6,000 人
		病原性重度最大入院患者数	約 23,000 人
	知立市	病原性中等度最大入院患者数	約 60 人
		病原性重度最大入院患者数	約 220 人

- ※1 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定する。
- ※2 病原性中等度は、アジアインフルエンザ等を参考とし、致命率0.53%、病原性重度は、スペインインフルエンザを参考とし、致命率2.0%と想定する。
- ※3 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下で、入院患者の発生分布を試算する(流行発生から5週目)

※ これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

※ 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 市民の25%が、流行期間(約8週間)に罹患する。罹患した従業員の大部分は、欠勤後1週間から10日間程度で治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ・ 平成21年(2009年)に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)のピーク時に医療機関を受診した者は、国民の約1%と推定されていることから、ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられる。さらに、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国
国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。 ・医薬品の調査・研究の推進 ・諸外国との国際的な連携の確保
(2) 県および知立市
新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。 【県】 県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が示す基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や蔓延^{まん}防止に關し的確に判断し対応する。 【知立市】 住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。 対策の実施に当たっては、県や近隣の自治体と緊密な連携を図る。 【市指定管理者】 市の施設を管理運営する指定管理者は、感染拡大の防止を図るため、感染対策の実施等を積極的に行う。特に不特定多数の者が集まる事業が行われる時は、感染予防に十分配慮する。 また、対策本部の方針に基づき、利用者に対し、事業の縮小や自粛を積極的に求めることが必要である。
(3) 医療機関
新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進めることが重要である。 医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定(地方)公共機関
指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
(5) 登録事業者
特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。 新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。
(6) 一般の事業者
事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。
(7) 市民
新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 行動計画の主要6項目

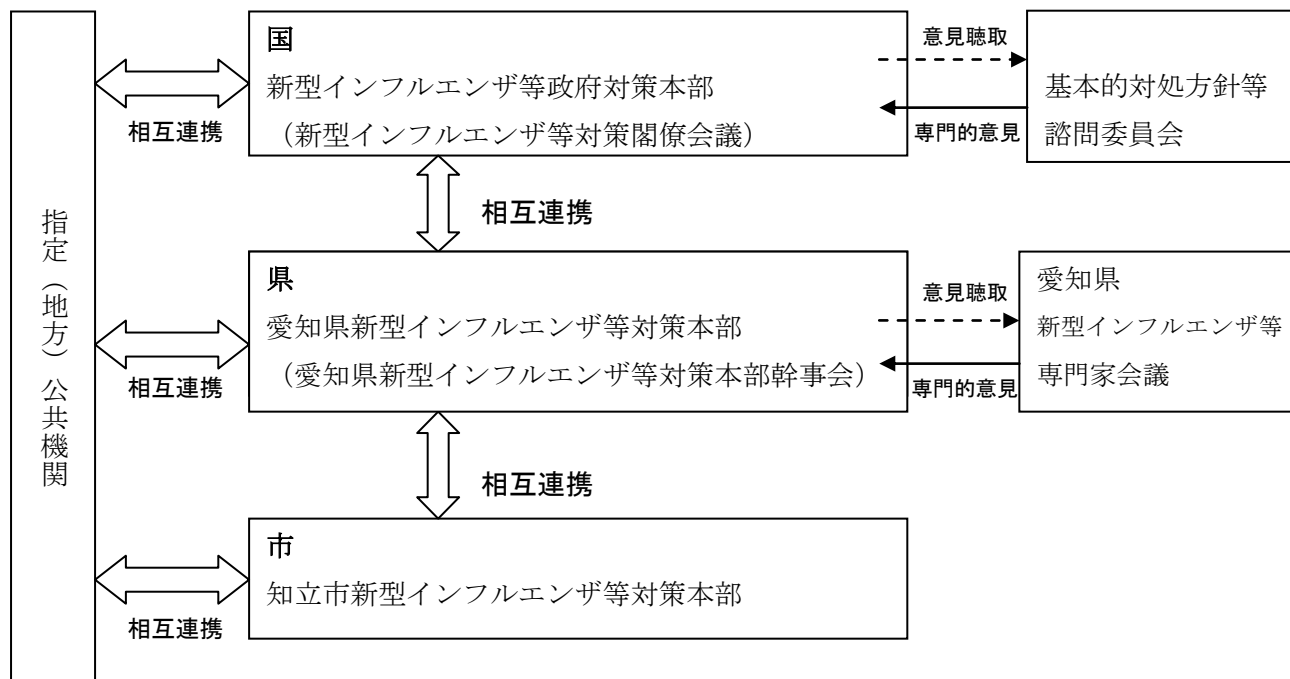
行動計画は、「(1)実施体制」、「(2)情報提供・共有」、「(3)予防に関する措置」、「(4)予防接種」、「(5)医療」、「(6)市民生活・社会経済の安定の確保」の6項目に分けて立案する。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあることから、国・県・近隣の市・事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

市が実施する新型インフルエンザ等対策が、医学・公衆衛生学の観点からの合理性を確保するため、行動計画の作成や発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する必要がある。

新型インフルエンザ等が海外において発生した場合は、国では新型インフルエンザ等政府対策本部が設置され、愛知県では県内発生期に備えて、県対策本部が設置される。国内発生のおそれがある場合には、市は新型インフルエンザ等対策情報連絡会(以下「市情報連絡会」という。)を開催し、本計画の対策行動を行うとともに、対策本部の設置準備を行う。国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速な蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、特措法に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が行われた場合には、対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針により、必要な措置を講ずる。



(2) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国・県・市・医療機関・事業者・個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国・県・市・医療機関・事業者・個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有も含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、情報が届きにくい人にも配慮し、市ホームページの活用やマスメディアの協力を得るなど多様な情報提供手段を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及び蔓延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、県からの要請に応じ、医療機関・事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解を得ることにより、発生時における市民の適切な行動につながる。特に児童・生徒等に対しては、学校では集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人權に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。

市民への情報提供に当たっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、迅速かつ正確な情報共有のための手段として、インターネット等を活用することも考慮する。さらに、市内の発生状況や対策の実施状況等に関する情報については、県との共有に注意を払う必要がある。

(イ) 市民の情報収集の利便性向上

市民が情報収集する際の利便性向上のため、国や県の情報、市の情報、指定(地方)公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について関係各課で調整し、統一を図ることに注意する。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の不安等に応えるための手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) 予防に関する措置

ア 蔓延防止の目的

新型インフルエンザ等の蔓延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

蔓延防止対策として、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定若しくは実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主な蔓延防止対策について

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、県の要請に応じて次の取組に協力する。

県では県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）の感染症法に基づく措置を行う。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛及び施設の使用制限の要請等を行う。

そのほか、海外で発生した際には、国において、入国者の検疫強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化等の水際対策が行われるため、県の要請に応じ、帰国者の健康観察に協力する。

(4) 予防接種

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

市は、県の要請又は指示等に応じて予防接種を実施する。

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

α 特定接種の対象者の考え方

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、以下のとおりである。

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類の評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食糧製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

国は、この基本的考え方を踏まえ、特定接種の対象となり得る業種・職務について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成25年厚生労働省告示第369号）を示している。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定される。

b 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、事業者自らが接種体制を整えることが求められている。

ウ 住民接種

a 住民接種の接種順位の考え方

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、状況に応じたものとするを基本とする。事前に以下のように基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定される。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、国の規準により、次の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65 歳以上の者)

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方のほか、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第 46 条2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定される。

(p15 図参照)

b 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる為、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

県は、特措法第 46 条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市が当該市の区域内に移住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制を構築することに協力する。

●重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

(医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ		
1	医学的ハイリスク者		
2		成人・若年者	
3		小児	
4			高齢者

(医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若者の順で重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ		
1	医学的ハイリスク者		
2		高齢者	
3		小児	
4			成人・若年者

(医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ		
1	医学的ハイリスク者		
2		小児	
3		高齢者	
4			成人・若年者

●我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

(高齢者より成人・若年者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ	
1	小児	
2	医学的ハイリスク者	
3	成人・若年者	
4		高齢者

(成人・若年者より高齢者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ	
1	小児	
2	医学的ハイリスク者	
3	高齢者	
4		成人・若年者

●重症化、死亡を可能な限り抑えることにあわせて、我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

(高齢者より成人・若年者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ	
1	医学的ハイリスク者	
2	小児	
3	成人・若年者	
4		高齢者

(成人・若年者より高齢者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ	
1	医学的ハイリスク者	
2	小児	
3	高齢者	
4		成人・若年者

(5) 医療

県要請に応じ、次の県の取組に協力する。

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速に蔓延^{まん}し、また市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模に蔓延^{まん}した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、地域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

イ 発生前における医療体制の整備

県は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会・地区薬剤師会・地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市、消防等の関係者からなる対策会議を開催するなど、地域関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

また、症例定義を踏まえた発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来（以下「帰国者・接触者外来」という。）を設置する医療機関や公共施設等のリストをあらかじめ作成し設置の準備を行う。

さらに発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を紹介するための相談センター（以下「帰国者・接触者相談センター」という。）の設置の準備を進める。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。また、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報については、医療機関等関係機関に迅速に周知する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者のために、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に帰国者・接触者外来を確保して診療を行う。

なお、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受信する可能性もあることを踏まえ、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院

内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、帰国者・接触者相談センターを保健所に設置し、その周知を図る。

県内感染期(県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態)に至ったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替えるとともに、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。これらの医療提供体制については、新型インフルエンザ等発生時に混乱が起きないように、広く市民や医療関係者に周知することが重要である。また、各地域において、事前に感染症指定医療機関以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう体制を整備しておく。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり地区医師会を始めとする医療関係団体等との連携を図ることが重要である。

エ 医療関係者に対する要請・指示、補償

知事は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行なうため必要があると認めるときは、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技師・救急救命士及び歯科衛生士に対し、医療を行うよう要請等をする。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

オ 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の 45%に相当する量を目安として国が示す県の備蓄目標量の抗インフルエンザウイルス薬を計画的に備蓄する。
- ② インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩(商品名:タミフル)に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。
- ③ 不足することが予測された場合には、速やかに県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を放出する。さらに不足が予測された場合には、国に対して国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出を依頼する。

(6) 市民生活及び社会経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び社会経済への影響を最小限とできるよう、国・県・市・医療機関・指定(地方)公共機関および登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

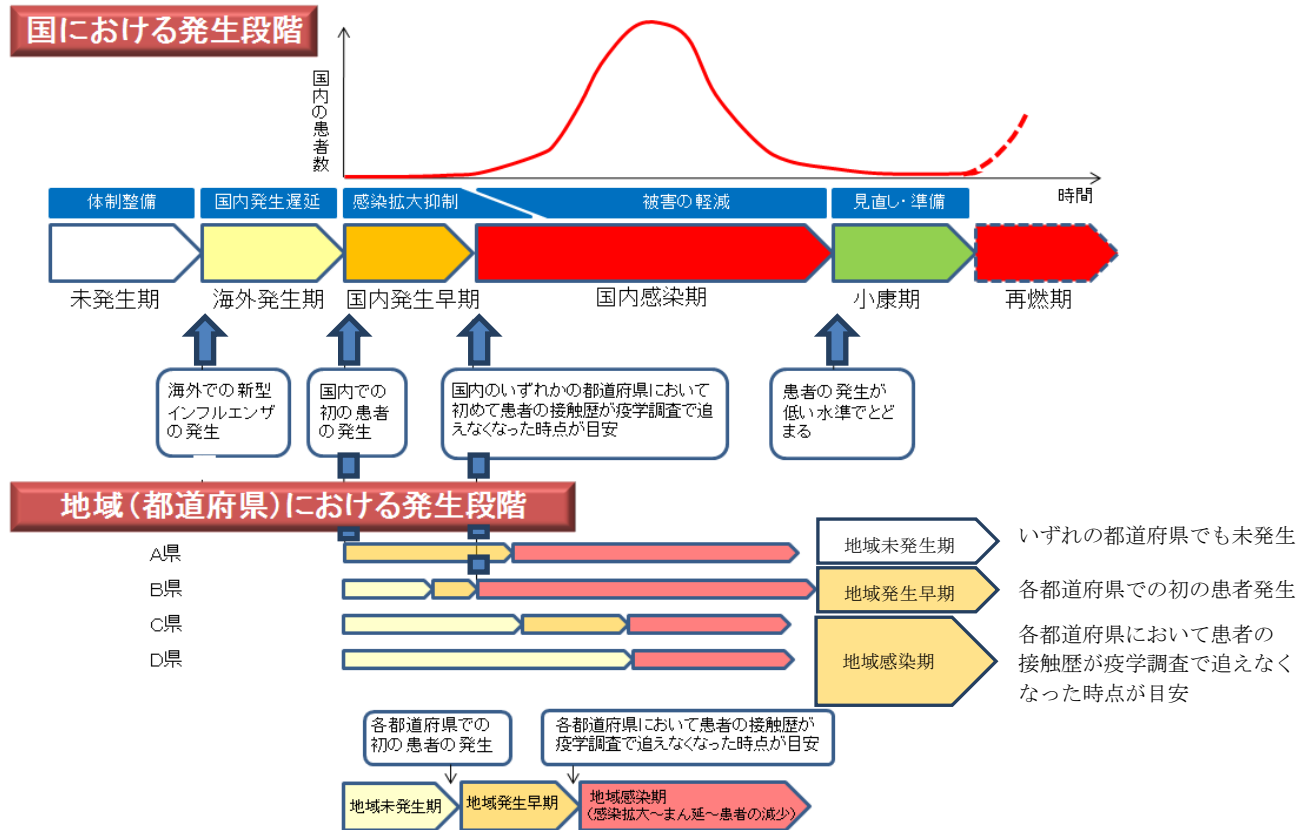
政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、蔓延を抑え、小康状態に至るまでを5つの発生段階に分類している。そして、国全体での発生段階の移行については、世界保健機構（WHO）の情報を参考にしつつ、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされている。

市は、国・県が定める発生段階に応じて市行動計画に定められた対策を実施する。
なお、段階の期間は極めて短くなる可能性があり、また、必ずしも、順を追って進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

国	愛知県
（未発生期） 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
（海外発生期） 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
（国内発生早期） 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	（県内未発生期） 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	（県内発生早期） 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態等
	（県内感染期） 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態等 ※感染拡大～蔓延～患者の減少
（小康期） 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

第3 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は発生段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、発生段階はあくまでも目安として、必要な対策を選択し、柔軟に対応する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、ガイドライン等で国が定める。

1 未発生期

発生状況:
1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的:
1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国等と緊密に連携するとともに、早期の情報確認に努める。
対策の考え方:
1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民への継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

- 市行動計画を策定する。また、必要に応じて見直しをする。
- 庁内の認識の共有化を図ると共に連携を強化し、一体となった対策を推進する。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、発生時の業務の継続について検討をすすめ、業務継続計画の随時見直しを行う。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、具体的な想定に基づく訓練を実施する。
- 消防救急体制を確保する。
- 県と情報を共有し、広域的な対策を構築する。

(2) 情報提供・共有

- 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国、県が発信する情報を把握する。
- 衣浦東部保健所と連携の下、必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

- 国・県からの要請に基づき相談窓口を設置することができるように準備を行う。
- 外国人市民への情報提供に当たっては、外国語対応に配慮する。

(3) 予防に関する措置

- 市民(特に、園児、児童生徒及びその保護者、基礎疾患患者等の重症化が予測される対象者)に対し、平常時から新型インフルエンザ等の基礎知識及びマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の通常の季節性インフルエンザに対して実施すべき個人レベルの感染対策について提供提供する。
- 国が実施する検疫強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について関係機関との連携を強化する。
- 蔓延^{まん}防止対策及び医療体制に係る物資および資材医薬品等を備蓄する。

(4) 予防接種

(住民接種)

- 住民接種の準備
 1. 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条(新型インフルエンザ等緊急事態の場合)又は予防接種法第6条第3項(新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合)に基づき、原則として集団的接種により、市の区域内に居住する者に対し、速やかに、ワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
 2. 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結する等により、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
 3. 速やかに、住民接種ができるよう、(一社)刈谷医師会知立支部、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等に体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、準備を進めるよう努める。
 4. ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシュミレーションを行う。
 5. 住民接種に関する実施要領を参考に、地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約を受け付ける方法等の手順を計画する。
 6. 実施主体となる市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、(一社)刈谷医師会知立支部と連携の上、接種体制を構築する。
 - ・ 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - ・ 接種場所の確保(医療機関、保健センター、学校等)
 - ・ 接種に要する器具等の確保
 - ・ 接種に関する住民への周知方法(接種券の取扱い、予約方法等)
 7. 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、(一社)刈谷医師会知立支部等の協力を得て、その確保を図る。
 8. 接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を

設ける。また、学校、保健センター等の公的な施設や医療機関に委託することにより接種会場を確保する。

9. 各接種会場において、集団的接種の実施ができるよう予診を適切に実施する他、医療従事者や誘導のための人員、待合室、接種場所等の設置、接種に要する器具(副反応の発症に対するためのものを含む)等を確保する。

(特定接種)

○ 特定接種の準備

1. 国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じ協力する。
2. 特措法第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。
3. 業種を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要な応じて協力する。
4. 登録事業者は、必要に応じ市を通じ、厚生労働省へ登録申請するため、市はその際に協力する。
5. 業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。
6. 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛に人数を報告する。
7. 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

(5) 医療

- 衣浦東部保健所を中心として対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- 新型インフルエンザ等に感染した場合の医療機関への受診方法について周知の準備を行う。

(6) 市民生活及び社会経済の安定と確保

- 食料品や生活必需品の備蓄等平常時からの取組を周知する。
- 埋火葬の処理能力の把握、遺体の搬送、安置所の確保及び安置方法について体制を整備する。
- 要援護者(独居世帯、高齢者世帯、要介護者、障がい者世帯等)の生活状況を把握する。また、緊急時に備え、搬送体制等の確立をする。
- 行政機能の維持に向け、市職員の勤務体制、業務維持及び応援体制について整備をする。

2 海外発生期

発生状況: 1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目 的: 1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。 2) 県、市内の新型インフルエンザ等の発生を早期に把握する。 3) 相談窓口の設置、的確な情報提供等、市民の不安軽減に努める。
対策の考え方: 1) 国の指示等に沿って、情報収集体制を強化する。 2) 県からの情報提供等を受けて、市内発生に備えた医療機関への情報提供体制の整備、診療体制の準備を促す。 3) 相談窓口の設置とともに、正しい情報提供を行う。

(1) 実施体制

- 厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生の旨を発表し、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合には、知立市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、国の初動対処方針を確認し、必要な対策を講じる。
また、必要に応じて、特措法に基づかない任意の対策本部を設置し、連絡調整会議の方針を決定する。

(2) 情報提供・共有

- 国・県の要請に基づき、他の業務に支障をきたさないように住民からの問い合わせに対応するための相談窓口を設置し、適切な情報提供をする。
- 国内外の新型インフルエンザ等の発生動向、関連情報を把握する。
- 市行動計画を実施するための指示、命令系統及び情報の集約体制を整備する。
- 外国人市民への情報提供に当たっては、外国語対応に配慮する。

(3) 予防に関する措置

- 蔓延^{まん}防止対策物品等(マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等)の備蓄の補充を進める。また、必要に応じて、知立市薬剤師会に医薬品等の供給について協力を要請する。
- 公共施設利用者等への感染対策の啓発として、公共施設利用者、公共交通機関利用者及び市職員に対し、感染対策(手洗い・うがいの励行、マスクの早期着用、その他の予防方法等)の啓発を行う。

(4) 予防接種

- ワクチン体制の供給状況を県と連携して収集し、予防接種体制の構築に役立てる。
- 特定接種について、具体的な運用について情報収集を行い、対象となる市の職員本人の同意を得て集団的な接種を行う。
- 住民接種を速やかに行えるよう体制を構築する。

(5) 医療

- 衣浦東部保健所及び(一社)刈谷医師会知立支部と、発生段階に応じた医療機関の役割を確認する。

(6) 市民生活及び社会経済の安定と確保

- 要援護者(独居世帯、高齢者世帯、要介護者、障がい者世帯等)の生活状況を把握し、感染対策を啓発する。
- ライフライン事業者と連携をとり、県内感染期における業務の調整、維持について検討し体制を整備する。
- 遺体の搬送及び安置所の確保についての体制を整備する。火葬場の火葬能力の限界を超える場合に備え、一時的に遺体を安置する場所を確保できるように県の支援を受け準備を進める。

3 県内未発生期（国内発生早期以降）

発生状況： - 国内発生早期又は国内感染期にあるが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。 - 国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。 （国内発生早期） - 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 - 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。 （国内感染期） - 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 - 感染拡大から蔓延^{まん}、患者の減少に至る時期を含む。 - 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的： - 市内発生に備えて体制の整備を行う。 県、市内の新型インフルエンザ等の発生を早期に把握する。 - 相談窓口の設置、的確な情報提供等、市民の不安軽減に努める。
対策の考え方： - 市内発生に備え、原則として、海外発生期の対策を継続する。 - 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める方針等について、必要な対応を行う。

(1) 実施体制

- 国の国内感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を踏まえ、特措法に基づかない任意の対策本部及び連絡調整会議を設置し対策の方針決定及び必要な対策を講じる。
- 緊急事態宣言により、任意の対策本部は特措法に基づく対策本部へ移行する。
- 国・県からの発生状況等情報を把握し、迅速に対応する。
- 指示命令系統及び情報の集約体制を整備する。
- 市内で発生した場合には、必要な措置をとるよう対応する。

<緊急事態宣言の措置>

- 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くお

それが生じる事態であること示すものである。

2. 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域のもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。
3. 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、公示された区域に関わらず、速やかに市町村対策本部を設置する。

出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

(2) 情報提供・共有

- 国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部、衣浦東部保健所等からの国内外発生情報を収集し、対策本部及び連絡調整会議に提供し、発生動向を共有する。
- 帰国者・接触者外来受診状況等を把握する。
- 新型インフルエンザ等の市内発生を早期に探知するため、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設におけるインフルエンザ患者（疑われる患者を含む。）を把握する。
- （一社）刈谷医師会知立支部と連携し、市内での新型インフルエンザ等患者の感染拡大に備え、市内医療機関でのインフルエンザ患者の受診状況を把握するとともに、情報を共有する。
- 感染対策、感染者の受診方法、正確な情報、正しい知識を市民等へ提供する。
- 新型インフルエンザ等相談窓口の体制を充実・強化する。
- インフルエンザ患者受診状況の把握する。
- 国により緊急事態宣言が行われた場合には、速やかにその情報を広報、ホームページ、チラシ等により市民等に伝え、外国人の対応に配慮する。

(3) 予防に関する措置

- 蔓延^{まん}防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進める。
- 公共施設利用者等への感染防止啓発を行う。
- ホームページ、及び商工会を通じて事業所への感染対策の徹底を行う。
- 学級閉鎖等の臨時休業に関するそれぞれの目安提示と実施手順を周知する。
学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく学校の臨時休業を実施する。（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）
- 国及び県と連携し、海外出入国者へ注意喚起するとともに、必要に応じて、発生地域等への不要不急の渡航の自粛を呼びかける。

(4) 予防接種

- 国と連携し、特定接種の実施をする。
- 住民接種を速やかに行えるように体制を構築する。

(5) 医療

- 県における帰国者・接触者相談センターの設置状況を把握する。
- 知立市における相談窓口を設置し、健康相談等を通じて、市民の不安の緩和を図る。
- 国及び県より診断及び治療に関する情報について、医療機関への提供依頼があれば、協力する。

(6) 市民生活及び社会経済の安定と確保

- 業務継続計画に基づき、市職員の勤務体制と業務内容を調整する。
- 国・県が社会機能の維持にかかわる事業者の要請する事業継続に向けた取り組みについて、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。
- 事業所と連携をとり、事業者・職場における新型インフルエンザ等対策、業務継続計画を事前に把握する。
- 食料品・生活必需品の買占め、売り惜しみの防止について、消費者として適切な行動をとるよう呼びかける。
- 水道水の供給、下水処理、し尿処理、ごみ処理、感染性廃棄物の処理体制の整備と公共交通機関、ライフライン事業者等の業務調整、維持について検討し体制を整備する。
- 埋火葬の処理能力の把握、遺体の搬送、安置所の確保及び安置方法についての体制を整備する。

4 県内発生早期（国内発生早期・国内感染期）

発生状況：

- 1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- 2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。

（国内発生早期）

- 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

（国内感染期）

- 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 感染拡大から蔓延^{まん}、患者の減少に至る時期を含む。
- 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。
県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われ、積極的な感染対策をとる。
- 2) 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) ワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、接種が可能な場合はできるだけ速やかに、かつ多くの市民に接種する。

(1) 実施体制

- 国の国内感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を踏まえ、「知立市新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催する。
- 国・県からの発生状況等情報を把握し、迅速に対応する。
- 指示命令系統及び情報の集約体制を整備する。
- 市内で発生した場合には、衣浦東部保健所と十分に連携を図り、必要な措置をとるよう対応する。

＜緊急事態宣言の措置＞

- 1 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。
- 2 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。
- 3 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、公示された区域に関わらず、速やかに、市町村対策本部を設置する。

出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

(2) 情報提供・共有

1) 情報収集

- 国・県のインフルエンザ対策の最新情報を収集し、発生動向や関連情報を把握する。
- 市内の新型インフルエンザ等患者（疑いを含む）の全数を把握する。
- 学校、幼稚園、保育園、福祉施設等におけるインフルエンザの集団発生状況を確認する。
- 要援護者の健康状態を把握する。

2) 情報提供

- 発生、拡大情報等の把握した情報をホームページ、広報等で強力的に住民に周知する。この場合、外国人の配慮をする。
- 各施設に啓発や情報提供に関するチラシ等を配布、掲示する。

3) 相談窓口の体制充実と強化

- 相談窓口（電話・面接）の体制を充実・強化し、健康相談と不安の緩和を図るとともに、患者及び同居する者の人権に配慮した対応を行う。

(3) 予防に関する措置

- 住民、事業所、保育園、学校、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。
- 市内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染拡大防止対策を講ずるよう必要に応じて協力を要請する。
- 市が設置する学校、保育施設等の臨時休業については、国が示す目安により、適切に行う。
- 事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた職員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。
- 患者と同居する者に対する予防投与について、国・県の指示に基づき協力・対応する。
- 遺体からの感染防止対策を行う。
- 状況に応じて対策本部及び調整会議にて、公共施設の利用制限の検討をする。

- 1 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
- (1) 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、蔓延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位等）とすることが考えられる。
- (2) 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等の蔓延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- (3) 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等の蔓延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

（4）予防接種

○ 住民接種

住民接種の実施（緊急事態宣言がされている場合）

引き続き、国の基本的対処方針に基づき、国及び県と連携して、保健センター、学校等の公共施設又は医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種により、特措法第46条の規定に基づく予防接種を実施する。緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく、新臨時接種を進める。

○ 特定接種

特定接種の実施

引き続き、国と連携し、本市職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行う。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

市町村は、住民接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

（5）医療

○ 緊急搬送の増加に備え、体制を強化し、隊員の感染防護を徹底する。

また、引き続き、国及び県を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

○ 引き続き、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来、医療機関への受診方法等の情報を広報、チラシ、ホームページ等で積極的に周知する。

（6）市民生活及び社会経済の安定と確保

○ 国及び県と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動をとるよう呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう啓発する。

○ ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等への県内感染期における具体的支援の準備を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。また、生活必需品の配布等の準備を行う。

○ 引き続き、広報、ホームページ等を通じ、新型インフルエンザ等感染者に対する偏見や忌避が起こらないよう積極的に啓発を行う。

○ 県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。

- 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、一時的な遺体安置場所として準備している施設において、一時的な遺体の保存を適切に行う。
- 水道事業者として、新型インフルエンザ等緊急事態においても水を安定的に供給するため、消毒その他必要な措置を講ずる。
- 国が登録事業者に要請する事業継続に向けた準備等について、周知する。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

1 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

4 緊急物資の運送等

- (1) 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- (2) 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

5 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

6 犯罪の予防・取締り

県警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

5 県内感染期

発生状況：

- 1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大から蔓延、患者の減少に至る時期を含む。）。
- 2) 国内では、国内感染期にある。

（国内感染期）

- 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 感染拡大から蔓延、患者の減少に至る時期を含む。
- 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目 的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び社会経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 県内の発生状況等から、本市の実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数なるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・社会経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、国と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

- 緊急事態宣言が発令され市の行政が緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づき、応援を依頼する。
- 対策本部及び調整連絡会議にて各関係機関の連携の下、国が定める国内感染期の基本的対処方針等に基づき、協議し決定した措置を講ずる。
- 情報は速やかに関係機関に周知する。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

緊急事態宣言がされ、地方公共団体が新型インフルエンザ等の蔓延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

(2) 情報提供・共有

- 国・県からインフルエンザに関する情報を得て市民へ提供する。
- 保健所、市内の学校や医療機関等からの国内、県内及び市内での発生情報を収集し、対策本部及び連絡調整会議に提供し、発生動向を共有する。
- 新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)の全数把握は中止する。
- 県と連携し、随時、情報提供する。情報提供に当たっては、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。さらに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- 受診の方法や患者となった場合の対応等、対策の切り替えについて、分かりやすく、かつ、速やかに市民、関係機関等に周知する。
- 県内感染期に移行した時点などにおいて、市民に対して冷静な対応等について呼びかけ等を行う。
- 国が作成するQ&Aの改訂等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、相談窓口を継続する。

(3) 予防に関する措置

- 物品等の使用状況に応じて、蔓延^{まん}防止対策物品等(マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等)の備蓄の補充を進める。また、必要に応じて、知立市薬剤師会に医薬品等の供給について協力を要請する。
- 公共施設利用者、公共交通機関利用者及び市職員等に、咳エチケット、手洗い、うがい等の励行の指導等を徹底する。
- 県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者等に事業活動の自粛や不要不急の外出を控えるよう、市民等に強く要請する。
- 小中学校は、児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく、学校の臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖)また、保育園の休園等を適切に行う。
- 福祉施設、介護保険サービス事業者等に対して、施設内での感染対策を徹底し、業務を継続するよう協力要請する。また、県の要請又は状況に応じて、対策本部は関係機関と調整の上、施設管理者に対し、臨時休業を要請する。
- 事業所に対し、ホームページ及び商工会を通じて職場における感染対策の徹底を要請するとともに、感染症の症状の認められた従業員の健康管理及び医療機関受診の徹底を要請する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

県は、緊急事態宣言がされている場合には、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- 1 県は、特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- 2 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じない学校・保育所等に対し、新型インフルエンザ等の蔓延^{まん}を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため、特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- 3 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等の蔓延^{まん}を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

(4) 予防接種

○ 住民接種の実施

引き続き、国の基本的対処方針に基づき、市民に対する予防接種を実施する。

○ 特定接種の実施

引き続き、国と連携し、本市職員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行う。

(5) 医療

○ 急速に増加する新型インフルエンザ等患者に対処するため、県対策本部、衣浦東部保健所、(一社)刈谷医師会知立支部、**衣浦東部**広域連合との医療体制、患者搬送体制を確認する。

○ 引き続き、国及び県を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

○ 原則、すべての一般の医療機関において新型インフルエンザ等患者の診療を行う。必要に応じて、衣浦東部保健所、(一社)刈谷医師会知立支部と調整の上、集中診療体制を整備する。患者が大規模に発生する等、状況に応じて体育館等の公共施設を臨時的に診療場所とすることを検討する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

県は、緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

1 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる(特措法第47条)。

2 県等は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院(医療法施行規則第10条)等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行なうため、臨時の医療施設を設置(特措法第48条第1項および第2項(保健所設置市以外の市町村も状況によっては設置する。))し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

出典:愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

(6) 市民生活及び社会経済の安定と確保

- 在宅で療養する又は外出を自粛するひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等の食料品、生活必需品の調達について、地域住民及び団体に協力要請するとともに、宅配業者等に支援を要請する。
- 引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、一時的な遺体安置場所として準備している施設において、一時的な遺体の保存を適切に行う。
- 県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。

県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集する。

死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、一時的な遺体安置場所を直ちに確保する。併せて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。また、増加する業務に応じて、職員配置体制の見直しを行う。

引き続き、広報、ホームページ等を通じ、新型インフルエンザ等感染者に対する偏見や忌避が起こらないよう積極的に啓発を行う。
- 市職員の感染者を把握するとともに、市職員の感染拡大の状況に応じて、必要な場合は、部内等の職員配置体制の見直しを行う。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

1 業務の継続等

- (1) 指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
- (2) 県は、必要に応じ、国が行う各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等の確認作業に協力する。

2 電気及びガス並びに水の安定供給

県内発生早期の記載を参照。

3 運送・通信・郵便の確保

県内発生早期の記載を参照。

4 サービス提供水準に係る県民への呼びかけ

県は、国が行う事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に協力し、県民に対して、蔓延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下することに理解を求める。

5 緊急物資の運送等

県内発生早期の記載を参照。

6 物資の収用・保管

- (1) 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- (2) 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、事業者に対し、特定物資の保管を命じる。

7 生活関連物資等の価格の安定等

- (1) 県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- (2) 県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- (3) 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

8 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、国の要請を受けて市町村が行う在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等の実施について、市町村を支援する。

9 犯罪の予防・取締り

県内発生早期の記載を参照。

10 埋葬・火葬の特例等

- (1) 県は、国の要請を受け、市町村を通じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を移動させるよう要請する。
- (2) 県は、国の要請を受け、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- (3) 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める。
- (4) 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

6 小康期

発生状況:

- 1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 2) 大流行は一旦終息している状況。

目的:

- 1) 市民生活及び社会経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方:

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

- 国・県の行うガイドライン、指針・勧告等の見直しに合わせて計画、マニュアル等の必要な見直しを行う。
- 各段階における対策に関する評価、計画の見直しを行う。
緊急事態解除宣言がされたときには、速やかに対策本部を廃止する。
- 調整会議は、状況に応じて廃止する。

(2) 情報提供・共有

- 把握した情報(終息への情報)、また流行の第二波に備え、必要に応じ市民へ情報を提供し混乱を防止する。
- 国・県の新型インフルエンザ等の発生動向や関連情報を把握する。
- 相談窓口を縮小する。
- 引き続き、相談窓口(電話、面接)で健康相談に応じることにより、不安を緩和し、市民の心のケアを行う。

(3) 予防接種

- 第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場所においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。
- 緊急事態宣言がされている場合は県と連携し、特措法第46条の規定に基づく住民に対する接種を進める。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

出典:愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

(4) 医療

- (一社)刈谷医師会知立支部、知立市薬剤師会と連携し、通常の医療体制に戻す。

(5) 市民生活及び社会経済の安全と確保

- 要支援者(独居世帯、高齢者世帯、要介護者、障がい者世帯等)の生活状況・健康状態を把握し、生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

1 業務再開

- (1) 国が行う事業者が業務を再開しても差し支えない旨の周知に協力する。
- (2) 指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、流行の第二波に備え、事業を継続していけるよう、国が行う必要な支援に協力する。

2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

県、市町村、指定(地方)公共機関は、国と連携し、県内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止する。

出典:愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

第4 資料

知立市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において読み替えて準用する法第26条の規定に基づき、知立市新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。